

令和 7 年 度

随時監査（工事監査）結果報告書

松阪市監査委員



25 松監第 000306 号  
令和 8 年 3 月 31 日

松阪市監査委員 遠 中 敏 治  
松阪市監査委員 世 古 和 久  
松阪市監査委員 野 呂 一 平

令和 7 年度随時監査（工事監査）結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。



## 随時監査（工事監査）

### 第1 監査実施年月日及び対象工事

実施年月日	監査対象工事
令和7年12月23日	東部北小学校スクールバス待機場整備工事
令和7年12月24日	令和7年度松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事（その1）

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査(工事監査)

#### 2 監査の対象

令和7年度に係る工事のうち、施工中のものから抽出して監査を実施した。

#### 3 監査の主眼

工事計画、設計、契約、施工及び監督業務等が法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とした。

### 第3 監査の方法

各工事の担当者から説明を聴取するとともに現場を実査した。

なお、監査実施については、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を求めて、書類審査及び現場審査を実施した。技術士から提出された「松阪市工事技術調査結果報告書」（以下「報告書」という。）は、別紙資料のとおりである。

### 第4 監査の結果

工事計画、設計、契約、施工及び監督業務等については、おおむね各工事とも法令等に従い、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、次に記す対象工事ごとの意見要望事項等については、検討の上、今後の公共工事の品質の確保と適正化に生かされたい。

## 1 東部北小学校スクールバス待機場整備工事

松阪市においては、令和5年3月に、松阪市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現することを目的として、「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を定めた。

そして、同基本方針に沿って、令和5年度より、小学校統合整備事業を立ち上げ、予算化を図り、調査、計画検討を行って、整備事業に着手した。

本工事は、小学校統合整備事業に位置付けられ、令和8年4月に開校予定の東部北小学校において、スクールバスによる通学が必要となる児童が多く、現在の小学校用地内ではスクールバスの待機場所がないことから、児童が安全に乗降できるスクールバス待機場を本工事場所に整備することとなった。

監 査 対 象	建設部 土木課
工 事 場 所	松阪市大宮田町地内
工 事 内 容	別紙報告書のとおり
工事請負業者	山二建設株式会社〔条件付き一般競争入札〕
契 約 金 額	43,853,700 円
工 事 期 間	令和7年8月19日～令和8年2月27日
工 事 進 捗 率	計画出来高 27.0% 実施出来高 18.0% (令和7年11月4日現在)

### 【意見要望事項】

○ 工事の進捗率は、令和7年11月時点において、計画出来高約27%に対して、実施出来高約18%であり、少し遅れが生じていたが、道路土工、排水構造土工及び構造物撤去工に集中的に取りかかり、工事監査の実施時点では、実施出来高約50%を超える状況にあり、12月末には60%まで向上し、計画的かつ安定的に進められ、今後さらに計画工程に則して工事が進められる見通しであるものと判断された。

また、安全面においても車両の運行とスムーズに乗降できるよう、児童が通行するスペースと車両スペースの分離等の安全対策が講じられていることを確認した。

コスト縮減策としては、工事施工場所が休耕田であり、表土の状態が悪いため、購入土で置換えを行う方針であったが、置換えには多くの土量が必要となるため、他工事にて発生した残土を受け入れることに変更し、コスト縮減を図られている。

現場は、おおむね計画どおりに施工され、現場管理も安定的に行われており、大きな課題も見受けられなかった。

本工事は、学校の再編活性化を進めていく上での一取組として、今後の具体的なモデルケースになるものと考えられる。

## 2 令和7年度松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事 (その1)

本工事対象地域一帯は、昭和50年代に開発された住宅地であり、汚水処理については、地元組合が管理する合併浄化槽によって行われている。近年、施設の老朽化により、維持費が高額になってきたため、公共下水道整備の要望があった。

本工事は、公共下水道整備を行う際に支障となる水道管の布設替え工事を行うことを目的としている。

監 査 対 象	上下水道部 下水道建設課
工 事 場 所	松阪市久保町地内
工 事 内 容	別紙報告書のとおり
工事請負業者	鈴建建設株式会社〔条件付き一般競争入札〕
契 約 金 額	234,457,300 円
工 事 期 間	令和7年6月17日～令和8年3月13日
工 事 進 捗 率	計画出来高 17.5% 実施出来高 16.5% (令和7年11月4日現在)

### 【意見要望事項】

- 本工事は、準備工から事前調査や工事実施のための関係機関協議を進め、監査時点では、水道仮設工事が施工済であった。本工事調書作成時における進捗率は、令和7年11月時点において、計画出来高17.5%に対して、実施出来高16.5%であり、ほぼ計画どおり進められている。監査実施時点では、下水道工事が施工中であり、その後の水道本設工事も、ほぼ安定的に進められていくものと判断された。

書類審査においては、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階ごとに必要書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したところ、いずれも良好であった。

また、現場審査においても、特に大きな課題は見受けられず、おおむね良好な状況と判断された。

本工事は、市民から要請があった下水道工事の支障となる既設水道管の補償移転的な工事であり、このような新設的な要請によるものや既設管の老朽化対策等、複合的かつ多角的に施設管理を行っていく必要があるものとする。

令和6年度から、水道事業の国の所管が、厚生労働省から国土交通省へ移管されたが、今後、水道事業がどのように変化し動いていくのかを見極め、それに合わせて様々な動きを活発化していく必要があると思慮する。

松 阪 市  
令 和 7 年 度  
工 事 技 術 調 査 結 果 報 告 書

令和8年1月27日

公益社団法人 大阪技術振興協会  
技術士（建設部門・総合技術監理部門）  
西 本 和 正

- 調査実施日 : 令和7年12月23日（火）～24日（水）
- 調査場所 : 松阪市議会第3・第4委員会室及び当該工事現場
- 監査執行者 : 監査委員 達中 敏治  
監査委員 世古 和久  
監査委員 野呂 一平
- 調査立会者 : 監査委員事務局局長 尼子 宗成  
監査委員事務局主幹 米本 有子  
総務部 契約・検査担当参事 野邊 敏彦  
総務部 契約監理課 検査指導担当主幹 家城 好史  
総務部 契約監理課 検査指導係長 稲森 哲朗
- 調査対象工事 : I. 東部北小学校スクールバス待機場整備工事  
II. 令和7年度松阪市公共下水道事業  
松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事（その1）

# I. 東部北小学校スクールバス待機場整備工事

## 1. 工事内容説明者

建設部 土木課	課長	宇田 寛之
建設部 土木課	道路・橋梁係長	中川 孝有
建設部 土木課	道路・橋梁係主任	村田 晋吾
建設部 土木課	道路・橋梁係（監督員）	山口 幸祐
建設部 土木課	道路・橋梁係（記録）	伊藤 優希
建設部 土木課	道路・橋梁係	竹内 友洋
教育委員会事務局	教育総務課 学校活性化推進担当監	北畠 和幸

## 2. 工事目的

松阪市においては、令和5年3月に、同市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現することを目的として、「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を定めた。

そして、同基本方針に沿って、令和5年度より、小学校統合整備事業を立上げ、予算化を図り、調査、計画検討を行って、整備事業に着手した。

工事技術調査の対象である東部北小学校スクールバス待機場整備工事（以下「本工事」という。）は、小学校統合整備事業に位置付けられ、令和8年4月に開校予定の東部北小学校において、スクールバスによる通学が必要となる児童が多く、現在の小学校用地内ではスクールバスの待機場所がないことから、児童が安全に乗降できるスクールバス待機場を本工事場所に整備することとなった。

## 3. 工事概要

(1) 工事場所	松阪市 大宮田町 地内
(2) 工事内容	スクールバス待機場整備工事 道路土工 N= 1 式 自由勾配側溝工 L= 106m 舗装工 A= 1,730㎡ 区画線工 N= 180m フェンス設置工 L= 76m
(3) 工事請負業者	山二建設株式会社 代表取締役 西山 啓司
(4) 設計業務	直営
(5) 工事監理業務	自主監理
(6) 事業費	設計金額 48,611,200 円（税込） 請負金額 43,853,700 円（税込） 請負率 90.21%
(7) 工事期間	2025年（令和7年）8月19日～2026年（令和8年）2月27日
(8) 工事進捗状況	計画出来高 27.0%、実施出来高 18.0%（令和7年11月4日現在）
(9) 契約方法	条件付き一般競争入札（参加 26 者）
(10) 入札年月日	2025年（令和7年）8月7日
(11) 契約年月日	2025年（令和7年）8月19日
(12) 工事監督員	総括 建設部 土木課 道路・橋梁係長 中川 孝有 監督員 建設部 土木課 道路・橋梁係 山口 幸祐

## 4. 総評

本工事は、令和7年8月7日に入札、同年8月19日に工事請負契約を行い、当工事調書作成時においては、準備工として現地調査や工事实施のための関係機関協議を進め、ようやく、道路土工に入った段階であり、進捗率は、実施出来高は約18%（令和7年11月4日現在）であった。計画出来高は約27%であり、少し遅れが生じていた。その後、道路土工、排水構造物工及び構造物撤去工に集中的にとりかかり、工事監査の実施時点では、実施出来高約50%を超える状況にあった。そして、12月末には60%まで向上し、ほぼ安定的に進められていくものと判断できる。今後、さらに計画工程に則して工事が進められる見通しである。

監査当日は、午前10時から書類審査、午後1時30分から現場審査を実施した。

書類審査では、午前中に、あらかじめ関係図書の提示及び担当職員からの説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。その結果としては、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階毎に必要な書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したが、いずれも良好であった。

また、現場審査は、現地で担当した職員等から工事概要の説明を受けた後、現場を確認しつつ質疑応答を行った。その結果についても、特に大きな課題は見受けられず、概ね良好な状況と判断した。

個々の調査結果において気付いた点については、以下の各項目別の所見に再掲しているため、確認されたい。

なお、評価に使用した用語の定義は、以下のとおりである。

- |    |                     |
|----|---------------------|
| 改善 | ：早急に改善措置を求めるもの。     |
| 留意 | ：今後に向けて、留意・検討すべきもの。 |
| 意見 | ：参考として述べるもの。        |
| 適正 | ：適切であり、概ね問題がないこと。   |

## 5. 書類調査による監査結果

本工事の関係図書は、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。個々の調査結果については、調査した事項のうち、特に留意を要する点、事実確認を要する点等について各項で記述するので、確認した上、必要に応じて対応されたい。

### (1) 計画について

「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」によれば、平成27年に文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、「学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、地域社会の担い手としての基本的資質を養うことを目的としており、単に教科書等の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を学校で行うためには、児童生徒集団の確保や、経験年数、専門性、男女比などバランスのとれた教職員集団の確保が望ましいと考えられることから、一定の学校規模の確保が望ましい」という方向性を示した。

それを受けて、松阪市においては、さらに、日本全体の人口減少化に沿って、児童生徒数の大幅な減少に起因する学校の過度な小規模化への影響が懸念されていることへも適切に対応するため、令和2年7月に学校規模適正化等に関する検討委員会を設置し、その中で検討を進め、令和4年10月には「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」という委員会答申が行われた。それを受けて、同基本方針は、令和5年3月、同市がめざす学校教育と子どもたちが未来を切り拓く力を育むための望ましい教育環境を実現することを目的として定められた。

そして、同基本方針に沿って、令和5年度より、小学校統合整備事業を立上げ、予算化を図

り、調査、計画検討を行って、事業に着手した。

その結果、小学校統合整備事業において、今回の対象区域である東部中学校区については、6つの小学校のうち、東黒部、機殿、西黒部、朝見の4小学校を統合して「東部北小学校」とし、残りの掃水、漕代の2つの小学校を統合し「東部南小学校」とするという“新しい小学校”に再編することが決定され、既に令和8年4月の開校をめざして、進められている。

したがって、その東部北小学校のスクールバス待機場を整備する工事は、小学校統合整備事業にも位置付けられ、開校予定の東部北小学校において、スクールバスによる通学が必要となる児童が多く、現在の小学校用地内ではスクールバスの待機場所がないことから、児童が安全に乗降できるスクールバス待機場を整備することを目的として、事業が進められている。

本工事の位置付けは明確であり、計画的に進められていることを確認した。 適正

## (2) 設計について

本工事の設計は、主として、三重県公共工事共通仕様書（三重県 令和6年7月）を基本として行われた。また、当該設計に関しては、松阪市直営で行われていた。

設計方針としては、当該場所は通学児童のスクールバスの乗降場所となることから、安全な車両運行とスムーズな乗降ができるよう、児童が通行するスペースと車両スペースの分離等、安全対策が講じられている。 適正

## (3) 積算について

積算は、主として、以下の基準、指針等を基本として行われていた。

- |                |          |        |
|----------------|----------|--------|
| ・積算基準（共通編・道路編） | 三重県県土整備部 | 令和6年7月 |
| ・設計単価表         | 三重県      | 令和7年7月 |
| ・建設物価          | 建設物価調査会  | 令和7年7月 |
| ・積算資料          | 経済調査会    | 令和7年7月 |

資材単価について、刊行物に記載のあるものは、平均価格を採用している。

記載のないものについては、3者から見積を徴取し、平均価格を採用している。

数量計算書も概ね適切に整備されており、特に問題は見受けられなかった。

数量算出・設計書の照査方法としては、発注時、課内において設計担当者だけでなく、精査者等により、照査を行っている。

また、コスト縮減策としては、工事施工場所は休耕田であり、表土の状態が悪いため、購入土で置換えを行う方針で当初発注を行っていたが、置換えには多くの土量が必要となるため、他工事にて発生した残土を受入しコスト縮減を図ることができるよう、特記仕様書に当該事項の記載を行い、他工事との調整により残土を受け入れられるよう発注を行っている。 適正

## (4) 入札・契約について

入札については、条件付き一般競争入札（電子入札）で行われ、27者の参加があり、その結果、山二建設株式会社が落札した。それらの内容について聞き取りをしたところ、一連の手続きが概ね適正に行われたことを確認した。

また、入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで契約を締結し、その後、近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。 適正

## (5) 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び共通仕様書等を基本としている。

また、それに加えて、施工条件明示一覧表様式の特記仕様書により、本工事における工程、公害対策、安全対策、建設発生土・産業廃棄物、再生材使用、その他について明示事項を選定し、その条件及び内容を明記している。

さらに、それに加えて、本工事施工の適用条件として、主に下記の図書を示している。

- ・三重県公共工事共通仕様書 三重県 令和6年7月版

・三重県公共工事共通仕様書 第1編第1章1-1-1-3 2 設計図書の照査

その他にも、設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成29年7月）を参考とすること。（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）また、設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて、発注者・受注者の共通の目安を示す「設計変更に伴う契約変更のガイドライン」（最新版）を参考とする。（松阪市 HP「入札の広場（工事等）」を参照。）等が示されている。

またさらに、電子納品、産業廃棄物税、工事カルテの作成・登録、建設副産物情報交換システムの実施、市内企業優先使用、市内産製品優先使用、不当介入を受けた場合の措置、工事実態調査、社会保険等未加入対策、熱中症対策等が示されている。

また、追加事項として「松阪市 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」の特記仕様書も加えられ、先進的な取組みが明示されている。 適正

本工事の施工計画書は、同じく特記仕様書において、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-6によるものとされている。それに従い、工事概要及び計画工程表から、順次、再生資源の利用の促進に至るまで、必須項目が順次記載されていた。

さらに、本施工計画書の4 施工方法の記述においては、各工種別に係る様々な条件や工夫すべき事項や施工内容について、大変詳細に検討されていた。 適正

また、出来高、工程の現状等についても関連資料により確認した。使用材料承認願の内容についても、特に重要な指摘すべき事項はなかった。 適正

## 6. 現場施工状況の調査結果

松阪市の現地審査として、監査委員に同行する形で、現場確認を行った。

現地審査は、午前中の松阪市議会第3・第4委員会室で行った本工事の施工概要、進行状況、課題等の説明を受けて、午後から工事現場に赴き、現場確認を行う流れで進められた。

本工事は、漸く道路土工、自由勾配側溝工、舗装工を並行して行っており、後は、区画線工及びフェンス設置工に進めて行けば、今後は、順調に実施されていくものと思われる。

その他の調査内容としては、主として、小学校から当該工事敷地、そして周辺住居地から小学校への子どもたちの歩行動線や車道と歩道の分離形態の状況、工事中の安全管理状況等、さらに敷地内の資材の管理状況の確認等を行った。

その後、書類審査を行った会議室に戻り、監査委員から、再度の質疑、施工課からの応答を行った後に、最終の講評を行った。

調査結果としては、現場は、概ね計画どおりに施工され、現場管理も安定的に行われており、大きな課題も見受けられなかった。 適正

## 7. 今後の留意・検討事項

本工事が実施に至る発端となったのは、「小学校の統廃合」という厳しい取組みにあると思われる。松阪市では、児童生徒数の大幅な減少に起因する小学校の小規模化から波及する様々な課題解決に向けて、計画的に取組み、「小学校統合整備事業」の実施に至っている。

その取組み経過が一番重要と考え、そこまでに至った経緯及び計画について、別途詳細資料提供を求めたところ、本調書の中の書類調査（1）計画で挙げた「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の提供があった。ここに至った松阪市の取組みは、これから市内で発生する事態への対策の具体的モデルになると考えられる。

同基本方針の最終頁「第7章 策定後の進め方」にあるとおり、今後の様々な制度変更があった際にも、貴市でその都度見直しを行い、中長期的な取組みとなることを期待したい。

## 工事実施状況写真



写真-1 工事概要説明及び書類審査状況



写真-2 工事看板設置状況



写真-3 工事現場説明状況



写真-4 現場施工状況



写真-5 現場施工状況



写真-6 現場施工状況



写真-7 現場施工状況

## II. 令和7年度松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事（その1）

### 1. 工事内容説明者

上下水道部 下水道建設課	課長	渡邊 吉基
上下水道部 下水道建設課	水道移設担当主幹兼水道移設係長	西村 浩樹
上下水道部 下水道建設課	水道移設係（監督員）	西村 涼
上下水道部 下水道建設課	水道移設係（記録）	安田 雄貴

### 2. 工事目的

工事対象地域一帯は、昭和50年代に開発された住宅地であり、汚水処理については、地元組合が管理する合併浄化槽によって行われている。近年、施設の老朽化により、維持費が高額になってきたため、公共下水道整備の要望があった。

工事技術調査の対象である令和7年度松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事（その1）（以下「本工事」という。）は、当該公共下水道整備を行う際に支障となる水道管の布設替えを行うことを目的としている。

### 3. 工事概要

(1) 工事場所	松阪市 久保町 地内		
(2) 工事内容	令和7年度松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区に伴う配水管布設替工事（その1）		
	基幹事業路線	下水道単独事業路線	改良事業路線
	DIP(GX)φ150	L= 632.6m	L= 119.5m
	DIP(GX)φ100	L= 15.1m	L= 9.6m
	HPPEφ100	L= 95.5m	L= 23.6m
	DIP(GX)φ75	L= 91.6m	L= 59.8m
	HPPEφ75	L= 262.9m	L= 229.7m
	HPPEφ50		L= 26.6m
	仕切弁φ150-50	N= 14.0基	N= 14.0基
	消火栓	N= 2.0基	N= 2.0基
	仮設管	L= 1,096.4m	L= 510.1m
(3) 工事請負業者	鈴建建設株式会社 代表取締役 鈴木 紀彦		
(4) 設計業務	業務委託（委託先：株式会社ガサコンサルタント、株式会社和合コンサルタント）		
(5) 工事監理業務	直営		
(6) 事業費	設計金額	256,553,000円（税込）	
	請負金額	234,457,300円（税込）	請負率 91.39%
(7) 工事期間	2025年（令和7年）6月17日～2026年（令和8年）3月13日		
(8) 工事進捗状況	計画出来高17.5%、実施出来高16.5%（令和7年11月4日現在）		
(9) 契約方法	条件付き一般競争入札（参加18者）		
(10) 入札年月日	2025年（令和7年）6月12日		
(11) 契約年月日	2025年（令和7年）6月17日		
(12) 工事監督員	総括	上下水道部 下水道建設課 課長	渡邊 吉基
	監督員	上下水道部 下水道建設課 水道移設係	西村 涼

## 4. 総評

本工事は、令和7年6月12日に入札、同年6月17日に工事請負契約を行い、鋭意、準備工から事前調査や工事実施のための関係機関協議を進め、監査時点では、水道仮設工事が施工済みであった。本工事調書作成時における進捗率は、実施出来高は16.5%（令和7年11月4日現在）であった。計画出来高は17.5%であり、ほぼ計画どおりである。

本工事監査の実施時点では、下水道工事が施工中であり、その後の水道本設工事も、ほぼ安定的に進められていくものと判断できる。

12月24日午前10時から書類審査を実施し、午後1時30分から現場審査を行った。

その方法としては、午前中は、あらかじめ関係図書の確認提示を受け、その後、担当職員から説明を受けて、疑問点はその場で質問する形で進めた。

当該書類審査の結果としては、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階毎に必要な書類の整備状況及び工事監理の状況を確認したところ、いずれも良好であった。

また、現場審査は、現地に出向き、担当した職員等から工事概要説明を受けた後、現場を確認しつつ質疑応答を行った。その結果についても、特に大きな課題は見受けられず、概ね良好な状況と判断した。

個々の調査結果において気付いた点については、以下の各項目別の所見に再掲しているので、確認されたい。

なお、評価に使用した用語の定義は、以下のとおりである。

- 改善**：早急に改善措置を求めるもの。
- 留意**：今後に向けて、留意・検討すべきもの。
- 意見**：参考として述べるもの。
- 適正**：適切であり、概ね問題がないこと。

## 5. 書類調査による監査結果

本工事の関係図書は、必要にして十分に整備されており、よく整理されていた。個々の調査結果については、調査した事項のうち、特に留意を要する点、事実確認を要する点等について各項で記述するので、確認した上、必要に応じて対応されたい。

### (1) 計画について

松阪市の水道事業は、既に主要施策としては、「拡張」から「維持管理」の時代へ移行しており、とりわけ高度経済成長期に建設した多くの施設及び管路等の改築更新に取り組む必要がある。また新たに、人口減少社会の到来や異常気象、大規模地震等への対応も大きな課題となっている。昭和26年6月に給水を開始して以来、高度経済成長期の急速な人口増加や水需要の増加に対処するため、5度の拡張事業及び4度の変更を行ってきた。

そういった中、本工事は、これまでも長い間実施されてきた、市民から要請があった他工事の支障となる既設水道管の補償移転的な工事である。工事対象地域一帯は、昭和50年代に開発された住宅地であり、汚水処理については、地元組合が管理する合併浄化槽によって行われている。近年、施設の老朽化により、維持費が高額になってきたため、公共下水道整備の要望があった。こういった新設的な要請によるものや既設管の老朽化対策等、複合的かつ多角的に施設管理を行っていく必要がある。

松阪市は、それまで、平成20年3月に策定した「松阪市水道ビジョン」により整備を進めてきたが、国の方針転換や、上位計画である「松阪市総合計画」、さらに簡易水道の上水道への統合、給水人口や水需要予測の減少等、水道事業を取り巻く状況が、大きく変化したことを踏まえ、その見直しを行い、新たに令和2年3月に松阪市水道事業ビジョンを策定した。

本工事的必要性は明確であり、計画的に進められていることを確認した。

**適正**

## (2) 設計について

設計に関しては、その1 令和5年度 株式会社ナガサクコンサルタント  
その2 令和6年度 株式会社和合コンサルタント

に業務委託していた。

本工事の設計は、以下の仕様書、指針、必携等を基本として行われている。

- ・水道施設耐震工法指針・解説 (社)日本水道協会 2012年版
- ・水道工事標準仕様書 (社)日本水道協会 2010年版
- ・水道施設設計指針 (社)日本水道協会 2012年版
- ・水道事業実務必携 全国簡易水道協議会 令和6年度改訂版
- ・GX形ダクタイトイル鑄鉄管 (JDP A T 56) 日本ダクタイトイル鉄管協会
- ・GX形ダクタイトイル 管路の設計 (JDP A T 57) 日本ダクタイトイル鉄管協会
- ・便覧 日本ダクタイトイル鉄管協会
- ・水道配水用ポリエチレン管及び継手 設計マニュアル 配水用ポリエチレンパイプシステム協会

設計方針としては、工事施工場所は、それぞれが生活道路であり、既設集落排水管、既設水道管及び既設ガス管等が埋設されていることから、地下埋設物調査を実施し、経済性、維持管理に適切な管路計画を行うものとしている。多くの場合は仮設管の設置が不可欠である。

また、仮設管の廃材を少なくし取扱いが容易なリース管(SUS)を使用することにより、施工性を高め、施工期間を短縮し、周辺住民への影響の軽減を図ることとしている。

また、本設管においては、松阪市上下水道部の水道統一事項として、口径100mm未満は水道配水用ポリエチレン管、口径150mm等はGX型ダクタイトイル鑄鉄管を採用している。

GX形ダクタイトイル鑄鉄管は、耐震性能に優れ、外面耐食塗装により100年以上の長寿命化が図れ、新しい継手構造によって施工性が大幅に向上している。現在ではGX形ダクタイトイル鑄鉄管の採用は、全国的に標準仕様となってきている。 適正

## (3) 積算について

積算は、主として、以下の基準、歩掛、単価表等を基本として行われている。

- ・積算基準 三重県県土整備部 令和6年7月
- ・水道施設整備に係る歩掛表 国土交通省 令和7年4月
- ・設計単価表 三重県 令和7年5月
- ・建設物価 建設物価調査会 令和7年5月
- ・積算資料 経済調査会 令和7年5月

各工事共通の部材については、松阪市独自の単価一覧表を作成している。

単価・歩掛がない場合には、業者見積りを徴取し、当該価格の平均単価を採用している。

数量計算書も概ね適切に整備されており、特に問題は見受けられなかった。

数量算出・設計書の照査方法としては、発注前にチェックリストを用いて、係内の複数人でチェックを行っている。

コスト縮減・効率化対策としては、既設水道管は、当初の開発工事の際に布設されたものであり、管網解析シミュレーションシステムによって最適な口径で設計(一部路線においては、ダウンサイジング)を行い、仮設管をその口径で施工し、運用に大きな問題がないかを確認後、本設するものとしている。 適正

## (4) 入札・契約について

入札については、条件付き一般競争入札で行われ、18者の参加があり、その結果、鈴建建設株式会社が落札した。それらの内容について聞き取りを行ったところ、一連の手続きが概ね適正に行われたことを確認した。

また、入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで契約を締結し、その後、近隣説明

や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。

適正

### (5) 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書及び共通仕様書等を基本としている。

また、それに加えて、施工条件明示一覧表様式の特記仕様書により、本工事における工程、用地、公害対策、安全対策、工事用道路、建設発生土・産業廃棄物、工事支障物件、再生材使用、その他について明示事項を選定し、その条件及び内容を明記している。

また、それに加えて、本工事施工の適用条件として、主に下記の図書を示している。

- ・三重県公共工事共通仕様書 三重県 令和6年7月版
- ・三重県公共工事共通仕様書 第1編第1章1-1-1-3 2 設計図書の照査
- ・土木構造物設計マニュアル(案) 土木構造物・橋梁編 国土交通省
- ・水道工事標準仕様書 日本水道協会 最新版

その他にも、三重県 HP「三重県の公共事業情報」や松阪市 HP「入札の広場(工事等)」を参照することや、電子納品、産業廃棄物税、工事カルテの作成・登録、建設副産物情報交換システムの実施等が示されている。またさらに「松阪市 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)」の特記仕様書も加えられ、先進的な取組みが明示されている。

本工事の施工計画書は、同じく特記仕様書において、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-1-6によるものとされている。それに従い、工事概要及び実施工程表から、順次、再生資源の利用の促進に至るまで、必須項目が順次記載されていた。

さらに、本施工計画書の(7)施工方法の記述において、様々な条件による工夫すべき事項や施工内容について、具体的かつ詳細に検討されていた。

また、出来高、工程の現状等についても関連資料により確認した。使用材料承認願の内容についても、特に重要な指摘すべき事項はなかった。

適正

## 6. 現場施工状況の調査結果

松阪市の現地審査として、監査委員に同行する形で、現場確認を行った。

現地審査は、午前中の松阪市議会第3・第4委員会室において行った本工事の施工概要、進行状況、課題等の説明を受け、午後から工事現場に赴き、現場確認を行う流れで進められた。

本工事は仮設管の埋設工事が順調に実施されていた。その他の調査内容としては、主として仮設管の設置状況、管路の仕切弁及び既設管と仮設管との接続箇所の施工状況の確認を行った。その後、書類審査を行った会議室に戻り、監査委員から、再度の質疑、施工課からの応答を行った後に、最終の講評を行った。

調査結果としては、現場は、概ね計画どおりに施工され、現場管理も安定的に行われており、大きな課題も見受けられなかった。

適正

## 7. 今後の留意・検討事項

令和6年度から、水道事業の国の所管が、厚生労働省から国土交通省へ移管されたことが、重要である。これにより、今後、水道事業がどのように変化し、動いていくのかを見極め、それに合わせて、様々な動きを活発化していく必要があると思慮する。

とりわけ、利用料金を基盤に財源計画を行ってきたこれまでの事業形態から、本工事のように、他の施設の改築更新に合わせて、耐震化等を含む施策の活発化等、水道事業だけに止まらず、下水道事業、道路改良事業、公園整備事業等、都市全体が連動した事業形態への変化も視野に入れて、新たな事業展開をされることを期待したい。

## 工事実施状況写真



写真-1 工事概要説明及び書類審査状況



写真-2 工事看板設置状況



写真-3 現場施工状況



写真-4 現場施工状況



写真-5 現場説明状況